

F T T Hサービス契約約款 料金表・別表

令和8年6月25日

沖縄セルラー電話株式会社

目 次

料金表

通則

- 第 1 基本利用料
 - 1 適用
 - 2 料金額
- 第 2 付加機能利用料
 - 1 適用
 - 2 料金額
- 第 3 相互接続番号案内料
 - 1 適用
 - 2 料金額
- 第 4 手続きに関する料金及び工事費
 - 1 適用
 - 2 料金額
- 第 5 附帯サービスに関する料金等
- 第 6 電話ユニバーサルサービス料
 - 1 適用
 - 2 料金額
- 第 7 ブロードバンドユニバーサルサービス料
 - 1 適用
 - 2 料金額
- 第 8 電話リレーサービス料
 - 1 適用
 - 2 料金額

- 別表 1 削除
- 別表 2 外国又は特定衛星端末との音声通信に係る取扱地域等
- 別表 3 削除
- 別表 4 削除

附則

料金表

通則

(料金等の設定)

- 1 F T T Hサービスに係る基本利用料は、F T T Hサービスの提供区間と特定事業者又は協定事業者（以下この料金表において「協定事業者等」とします。）の提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。
- 2 F T T H電話サービスに係る利用料は、当社の提供区間と協定事業者等又は外国の電気通信事業者の提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、協定事業者等の契約約款等に規定するところによりその協定事業者等が定める料金については、この限りではありません。

(料金の計算方法)

- 4 当社は、月額料金（定額利用料のうち、月額で定められている料金をいいます。以下同じとします。）、利用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は、料金月に従って計算します。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。
- 6 当社は、月額料金、利用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料については、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。
- 6-2 当社は、料金その他の計算については、次表に規定するとおりとします。

区分	計算方法
(1) (2)以外の料金	この料金表に定める税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。
(2) 16の但書きに掲げる料金	この料金表に定める額により行います。

(月額料金の日割)

- 7 月額料金の日割は、次のとおりとします。

1) 2)、3) 及び4) 以外の場合

当社は、次の場合が生じたときに、月額料金の利用日数に応じて日割します。

ア 料金月の末日以外の日にインターネットサービス若しくはF T T H電話サービスの提供を開始したとき。

イ 料金月の末日以外の日に契約の解除があったとき。

ウ ア及びイの場合を除いて、料金月の初日以外の日に月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）。

エ 約款第 49 条（定額利用料の支払義務）第 2 項第 3 号の表の規定又は同条第 3 項第 2 号の表の規定に該当するとき。

オ 起算日の変更があったとき。

- 2) 当社は、料金表第 2（付加機能利用料）に定める特定の付加機能については、約款第 49 条（定額利用料の支払義務）第 2 項第 3 号の表の規定又は同条第 3 項第 2 号の表の規定に該当するときに限り、その月額料金をその利用日数に応じて日割します。

(注) 7の第2号の「特定の付加機能」は、発信電気通信番号表示サービス、発信電気通信番号通知要請サービス、迷惑電話拒絶サービス、着信用通信路設定サービス、発信電気通信番号通信中表

示サービス及び着信転送サービスとします。

3) 当社は、料金表第1（基本料金）1（適用）11)欄又は12)欄に規定する基本利用料の減額については、料金月の初日から末日までの利用があったものとして日割します。

8 7の規定による月額料金の日割は、料金月の日数により行います。この場合において、約款第49条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の1欄又は同条第3項第2号の表の1欄に規定する月額料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

（端数処理）

9 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（料金等の支払い）

10 利用契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

11 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

12 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

（少額料金の翌月払い）

13 当社は、当該月に請求すべき料金の総額が3,000円未満である場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

（料金の一括後払い）

14 当社は、13の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、利用契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（前受金）

15 当社は、料金又は工事に関する費用について、利用契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

（注）15の「当社が別に定める条件」は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることをいいます。

（消費税相当額の加算）

16 約款第49条（定額利用料の支払義務）から約款第51条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）までの規定その他約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、F T T H電話サービス（外国との音声通信に係るものに限りません。）に係る利用料については、この限りではありません。

（注）この料金表に定める税込額（消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）に基づき計算された額は、支払いを要する額と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

- 17 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款又は料金表の定めにかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のF T T Hサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

(最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金等の適用)

- 18 削除
19 削除

(K D D I まとめて請求に係る取扱い)

- 20 特定事業者の「K D D I まとめて請求」に係る取扱い規約（以下「K D D I まとめて請求規約」といいます。）に定める「K D D I まとめて請求」が適用されている場合は、この約款の規定にかかわらず、K D D I まとめて請求規約が適用されます。

(料金等の請求)

- 21 F T T Hサービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の「WEB d e 請求書ご利用規約」K D D I まとめて請求規約又はa uポイントプログラム規約のほか、当社が別に定めるところによります。

(注) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるときは、「請求に関する当社の各規約等」に「ご請求に関するお手続き (<https://biz.kddi.com/support/payment/>) 」を含みます。

1 適用

区分	内容												
1) タイプに係る料金の適用	ア 当社は、ＦＴＴＨサービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、タイプを定めます。 <table border="1"> <tr> <td>タイプⅠ</td><td>タイプⅡ以外のもの</td></tr> <tr> <td>タイプⅡ</td><td>当社が契約者グループ（当社が指定する同一の構内又は建物内に終端があるＦＴＴＨ接続回線に係る利用契約者からなるグループをいいます。以下同じとします。）を設定し提供するもの</td></tr> </table> イ 利用契約者は、アのタイプの変更はできないものとします。	タイプⅠ	タイプⅡ以外のもの	タイプⅡ	当社が契約者グループ（当社が指定する同一の構内又は建物内に終端があるＦＴＴＨ接続回線に係る利用契約者からなるグループをいいます。以下同じとします。）を設定し提供するもの								
タイプⅠ	タイプⅡ以外のもの												
タイプⅡ	当社が契約者グループ（当社が指定する同一の構内又は建物内に終端があるＦＴＴＨ接続回線に係る利用契約者からなるグループをいいます。以下同じとします。）を設定し提供するもの												
2) プランに係る料金の適用	ア 当社は、ＦＴＴＨサービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プラン種別を定めます。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">プラン種別</th></tr> <tr> <td>プランⅠ</td><td>プランⅡ、プランⅢ、プランⅣ、プランⅤ以外のもの</td></tr> <tr> <td rowspan="3">プランⅡ</td><td>次表に規定する期間のＦＴＴＨサービスの継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合に適用するもの（2025 年 2 月 27 日以前に申出があったもの）</td></tr> <tr> <td>継続して利用する期間</td></tr> <tr> <td>長期継続利用の申出があった日を含む料金月から起算して 24 料金月が経過することとなる料金月の末日まで</td></tr> <tr> <td rowspan="3">プランⅢ</td><td>次表に規定する期間のＦＴＴＨサービスの継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合に適用するもの（2025 年 2 月 27 日以前に申出があったもの）</td></tr> <tr> <td>継続して利用する期間</td></tr> <tr> <td>長期継続利用の申出があった日を含む料金月から起算して 36 料金月が経過することとなる料金月の末日まで</td></tr> </table>	プラン種別		プランⅠ	プランⅡ、プランⅢ、プランⅣ、プランⅤ以外のもの	プランⅡ	次表に規定する期間のＦＴＴＨサービスの継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合に適用するもの（2025 年 2 月 27 日以前に申出があったもの）	継続して利用する期間	長期継続利用の申出があった日を含む料金月から起算して 24 料金月が経過することとなる料金月の末日まで	プランⅢ	次表に規定する期間のＦＴＴＨサービスの継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合に適用するもの（2025 年 2 月 27 日以前に申出があったもの）	継続して利用する期間	長期継続利用の申出があった日を含む料金月から起算して 36 料金月が経過することとなる料金月の末日まで
プラン種別													
プランⅠ	プランⅡ、プランⅢ、プランⅣ、プランⅤ以外のもの												
プランⅡ	次表に規定する期間のＦＴＴＨサービスの継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合に適用するもの（2025 年 2 月 27 日以前に申出があったもの）												
	継続して利用する期間												
	長期継続利用の申出があった日を含む料金月から起算して 24 料金月が経過することとなる料金月の末日まで												
プランⅢ	次表に規定する期間のＦＴＴＨサービスの継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合に適用するもの（2025 年 2 月 27 日以前に申出があったもの）												
	継続して利用する期間												
	長期継続利用の申出があった日を含む料金月から起算して 36 料金月が経過することとなる料金月の末日まで												

プランⅣ	次表に規定する期間のＦＴＴＨサービスの継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合に適用するもの（2025 年 2 月 28 日以降に申出があったもの）
	継続して利用する期間
	長期継続利用の申出があった日を含む料金月から起算して 24 料金月が経過することとなる料金月の末日まで
プランⅤ	次表に規定する期間のＦＴＴＨサービスの継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合に適用するもの（2025 年 2 月 28 日以降に申出があったもの）
	継続して利用する期間
	長期継続利用の申出があった日を含む料金月から起算して 36 料金月が経過することとなる料金月の末日まで

イ 利用契約者は、あらかじめプラン種別を選択していただきます。
ウ アの表に規定する期間（以下「長期継続利用期間」といいます。）には、ＦＴＴＨサービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含みます。

エ 長期継続利用期間は、長期継続利用の申出に基づいて当社がプランⅡ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴの提供を開始した日（その長期継続利用が次項の規定により更新されたものであるときは、その更新があった日とします。）を含む料金月から起算して、次表に規定する料金月が経過することとなる料金月の末日をもって満了となります。

タイプ種別	プラン種別	料金月
タイプⅠ	プランⅡ／Ⅳ	24 料金月
	プランⅢ／Ⅴ	36 料金月
タイプⅡ	プランⅡ／Ⅳ	24 料金月

オ 当社は、エの規定により長期継続利用期間が満了した場合は、満了日した日（以下「満了日」といいます。）の翌日（以下「更新日」といいます。）に長期継続利用期間を更新します。

カ プランⅡ、プランⅢ、プランⅣ、プランⅤの適用を受けている利用契約者は、更新日の属する料金月、その前料金月又はその翌料金月以外に、その利用契約の解除があった場合又はプランⅠへのプラン種別の変更があった場合には、次表に規定する料金を当社が定める期日までに支払っていただきます。

ただし、更新日を含む料金月又はその翌料金月に利用契約の解除があった場合、プランⅠへのプラン種別の変更があった場合又は当社が別に定める場合はこの限りではありません。

	1 契約ごとに			
	タイプ種別	プラン種別	サービス名	料金額
	タイプⅠ	プランⅡ	マンション1ギガ	税抜額 3,490 円 (税込額 3,839 円)
			ホーム1ギガ	税抜額 4,910 円 (税込額 5,401 円)
		プランⅢ	ホーム1ギガ	税抜額 4,910 円 (税込額 5,401 円)
		プランⅣ	マンション1ギガ	税抜額 3,680 円 (税込額 4,048 円)
			マンション10ギガ	税抜額 4,180 円 (税込額 4,598 円)
		プランⅤ	ホーム1ギガ	税抜額 5,520 円 (税込額 6,072 円)
			ホーム10ギガ	税抜額 6,020 円 (税込額 6,622 円)
	タイプⅡ	プランⅡ	マンションⅤ	税抜額 2,890 円 (税込額 3,179 円)
			マンションG	税抜額 2,890 円 (税込額 3,179 円)
		プランⅣ	マンションⅤ	税抜額 2,900 円 (税込額 3,190 円)
			マンションG	税抜額 2,900 円 (税込額 3,190 円)
	キ 当社は、利用契約者からの請求に基づき、アのプラン種別の変更を行います。			
	ク プラン種別の変更の請求があった場合、当社は、その請求があった日の属する料金月の初日から変更後のプラン種別による基本利用料を適用します。			
	ケ 転居等のやむを得ない理由によりタイプ種別をタイプⅡからタイプⅠへ変更することが必要と当社が判断した場合に限り、プランⅡ、プランⅣからプランⅢ、プランⅤへの変更を許容します。その場合、基本利用料は変更後のプラン／サービス名に則った料金を適用しますが、長期継続利用期間はプラン変更前の期間を継続するものとします。			
	3) F T T H 電話サービスに係る料金の適用	当社は、F T T H 電話サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、F T T H 電話サービス加算額を定めます。		
	F T T H 電話サービス加算額	1 の料金月において、1 の利用契約について提供を受けているサービスが、F T T H 電話のみである場合（その料金月の末日に、インターネットサービスの提供の開始があった場合を除きます。）に適用するもの。		
	備考 F T T H 電話サービス（タイプⅠに係るものに限ります。）は、そのF T T H 電話契約者が当社とインターネット契約を締結している場合に限り提供します。			

4) インターネットサービスに係る料金の適用

当社は、インターネットサービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目を定めます。

品目	内容
10Gbps	最大10ギガビット／秒までの符号伝送が可能
1Gbps	最大1ギガビット／秒までの符号伝送が可能
100Mbps	最大100メガビット／秒までの符号伝送が可能
664Mbps	最大664メガビット／秒までの符号伝送が可能

備考

- インターネットサービスは、当該インターネットサービスに係る利用者がF T T H接続回線を使用して相互接続点に接続した後に利用することができるものとします。
- インターネットサービスに係る利用者は、1に規定するもののほか、モバイルアクセス回線を使用して相互接続点又はアクセスポイントに接続した後に、当社が別に定めるところに従って、ユーザID及びパスワードを送信することにより利用することができるものとします。
- インターネットサービスに係る通信は、相互接続点、F T T H接続回線（協定事業者が設置するものに限ります。）の終端、アクセスポイント、N S P I X Pとの接続点又は分界点との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点、アクセスポイント、N S P I X Pとの接続点又は分界点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。
- 当社は、1のインターネット契約ごとに1のユーザIDを定め、インターネット契約者にお知らせします。
- 当社は、1のインターネット契約ごとにインターネット契約者が指定する1のパスワードを当社の認証装置に登録します。
- 当社は、インターネット契約者からパスワードの変更の請求があったときは、当社の認証装置にパスワードの変更の登録を行います。
- 当社は、インターネット契約者に対し、メールアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。
- 当社は、インターネット契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、電子メールの利用内容の変更を行います。
- 電子メール容量（電子メールとして蓄積できる通信の情報量をいいます。以下同じとします。）及び電子メールとして蓄積できる期間は、当社が別に定めるところによります。
- 当社は、インターネット契約者に対し、ホームページアドレス（ホームページのアドレスをいいます。以下同じとします。）を当社が別に定めるところにより割り当てます。
- ホームページ容量（ホームページとして蓄積できる情報量をいいます。以下同じとします。）は、当社が別に定めるところによります。

	す。 12 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止し、又は消去することがあります。 13 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様でホームページが利用されていると認めた場合は、現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止を行うことがあります。 14 当社は、13 の規定により現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止をされたインターネット契約者が、なおその事実を解消しないときは、そのインターネット契約者に係るホームページの利用の廃止を行うことがあります。 15 12 から 14 までの規定により、現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行う場合は、当社は、あらかじめ、そのことをインターネット契約者にお知らせします。 ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。 16 当社は、インターネット契約者が一定期間ホームページの情報の蓄積を行わないときは、そのインターネット契約者に係るホームページの利用の廃止を行うことがあります。この場合は、当社は、あらかじめ、そのことを当該インターネット契約者にお知らせします。 17 当社は、ホームページの利用に伴い発生する損害（12 から 14 までの規定及び 16 の規定により現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。）については、責任を負いません。 18 F T T H 接続回線に接続することができる自営端末設備の数は、当社が別に定めるところによります。 （注）18 に定める自営端末設備の数は、6 台までとします。なお、当社の「a u HOME サービス利用規約」に基づき F T T H 接続回線に接続する自営端末設備については、その接続台数に関わらず、1 台として扱うものとします。 19 1 0 G b / s および 1 G b / s の品目は、タイプ I に限り、提供します。 20 1 0 0 M b / s の品目は、前項に該当しないものに限り、提供します。
--	--

5) F T T H電話サービスに係る音声通信の取扱い	ア F T T H電話契約者は、当該F T T H電話サービスに係るF T T H接続回線から他のF T T H接続回線、加入電話等設備（当社又は協定事業者が提供する電気通信サービスに係る契約（当社が別に定めるものに限ります。）に基づいて設置される電気通信設備をいいます。以下同じとします。）、外国若しくは特定衛星端末への発信に係る音声通信又は外国若しくは特定衛星端末から当該F T T H電話サービスに係るF T T H接続回線への着信に係る音声通信を行うことができます。 イ F T T H電話契約者は、アに規定する音声通信のほか、電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行うF T T Hサービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの音声通信を行うことができます。										
6) F T T H電話サービスに係る非自動音声通信の種別	ア 非自動音声通信には、下表の種別があります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①一般非自動音声通信</td><td>特定の対話者、内線電話又は電話番号等に対して請求された本邦発信の音声通信</td></tr> <tr> <td>②第1種本邦着信音声通信</td><td>外国から発信し本邦に着する、当社電話交換局の交換取扱者に請求する音声通信</td></tr> <tr> <td>③第2種本邦着信音声通信</td><td>外国から発信し本邦に着する音声通信のうち、②を除くもの</td></tr> <tr> <td>④削除</td><td>削除</td></tr> </tbody> </table>	種別	内容	①一般非自動音声通信	特定の対話者、内線電話又は電話番号等に対して請求された本邦発信の音声通信	②第1種本邦着信音声通信	外国から発信し本邦に着する、当社電話交換局の交換取扱者に請求する音声通信	③第2種本邦着信音声通信	外国から発信し本邦に着する音声通信のうち、②を除くもの	④削除	削除
種別	内容										
①一般非自動音声通信	特定の対話者、内線電話又は電話番号等に対して請求された本邦発信の音声通信										
②第1種本邦着信音声通信	外国から発信し本邦に着する、当社電話交換局の交換取扱者に請求する音声通信										
③第2種本邦着信音声通信	外国から発信し本邦に着する音声通信のうち、②を除くもの										
④削除	削除										
7) F T T H電話サービスに係る基本利用料の算定	F T T H電話サービスに係る料金額は、定額利用料に1の音声通信（6）欄のイに規定する音声通信及び特定事業者の定める特別F T T H電話契約により提供する緊急通報を除きます。）について、2（料金額）に規定する分数又は秒数までごとに算定した利用料を加算するものとします。										
8) F T T H電話サービスに係る通信時間の測定等	ア 自動音声通信の通信時間（6）欄のイに規定する音声通信及び特定事業者の定める特別F T T H電話契約により提供する緊急通報に係る通信時間を除きます。以下この欄において同じとします。）は、双方の電気通信回線を接続して音声通信をできる状態にした時刻から起算し、請求者又は対話者による送受話器をかける等の音声通信終了の信号を受けて、その音声通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（特定事業者又は協定事業者の機器を含むことがあります。以下同じとします。）により測定します。 イ 非自動音声通信の通信時間は、次表に掲げるその音声通信の開始時刻から終了時刻までの時間とし、当社の機器により測定します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>時刻</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開始時刻</td><td>請求者の電話設備（通話等の用に供される端末設備若しくは自営電気通信設備又はそれらに相当するものと当社が認めるものをいいます。以下同じとします。）が対話者等に接続され、当社電話交換局の交</td></tr> </tbody> </table>	区分	時刻	開始時刻	請求者の電話設備（通話等の用に供される端末設備若しくは自営電気通信設備又はそれらに相当するものと当社が認めるものをいいます。以下同じとします。）が対話者等に接続され、当社電話交換局の交						
区分	時刻										
開始時刻	請求者の電話設備（通話等の用に供される端末設備若しくは自営電気通信設備又はそれらに相当するものと当社が認めるものをいいます。以下同じとします。）が対話者等に接続され、当社電話交換局の交										

		換取扱者が、音声 信が設定されたこ を請求者に告げた時刻
終了時刻		特定事業者の電話交換局の交換設備が請求者の電話 設備から音声通信終了の信号を受信した時刻
備考 特定事業者の電話交換局が非自動音声通信（会議音声通信を除きま す。）を接続する場合において、対話者側の電気通信設備が、加入者 不在の場合に応答する装置又は不在加入者の代行を業とする者に接続 されているため、その装置又は代行業者による応答があったときは、 次により取り扱います。 1) 削除 2) 一般非自動音声通信の場合 請求者が音声通信をすることを希望する場合に限り 接続します。		
ウ 次の時間は、ア又はイの通信時間に含みません。 （ア） 回線の故障等音声通信の請求者又は対話者の責任によらない理 由により、音声通信の途中に一時音声通信ができなかった時間 （イ） 回線の故障等音声通信の請求者又は対話者の責任によらない理 由により、音声通信を打ち切ったときは、2（料金額）に規定す る秒数又は秒数に満たない端数の通信時間 エ ウの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、通信時間 の調整は行いません。 （ア） 音声通信以外の通信が行われた場合において、伝送品質の不良 によりその通信ができなかったとき。 ただし、音声通信ができない状態であったときは、この限りで ありません。 （イ） F T T H接続回線の終端において、又はその終端に接続されて いる電気通信設備を介して、そのF T T H接続回線に当社又は当 社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気 通信回線を接続し、音声通信が行われた場合において、その接続 を原因とする伝送品質の不良によりその音声通信ができなかった とき。 （ウ） 地下駐車場、トンネル、ビルの陰、山間部等電波の伝わりにく いところで音声通信が行われた場合において、伝送品質の不良に よりその音声通信ができなかったとき。 オ 電気通信設備の障害、業務上の過誤その他請求者又は対話者の責め によらない理由により、音声通信に中断があったときは、請求者は、 直ちにその旨を特定事業者の電話交換局に申告してください カ 当社は、オの規定により中断等の申告を受けた自動音声通信の通信 時間を、ウ及びエの規定に従って調整します。 キ オの規定により非自動音声通信の中断の申告を受けた特定事業者の 電話交換局は、速やかに再接続を試み、又は必要な措置に従って通信 時間を調整します。この場合において、当社又は特定事業者の電話交		

	換局はエ及びオの規定に従って通信時間を調整します。 ク オに規定する中断等の場合において、請求者及び対話者の責めによらない理由により、直ちにその旨の申告ができなかったときは、当社は、その音声通信に係る請求書の発行日から起算して6ヶ月以内に限り、申告に応じ、カ又はキに規定する調整すべき通信時間に対応する利用料を減額又は返還します。
9) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い	当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料は、次のとおりとします。 ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して当社の機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 （注）イの「当社が別に定める方法」は、原則として、次のとおりとします。 （ア）過去2ヶ月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 （イ）過去2ヶ月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のうち低いものの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
10) 口座振替及びクレジットカードによる料金の支払いを選択した場合における基本利用料の減額	ア 当社は、利用契約者が料金の支払い方法として当社が別に定める金融機関に係る口座振替又は当社が別に定めるクレジットカード会社に係るクレジットカードによる支払いの方法を選択したときは、料金表第1（基本料金）に定める定額利用料、端末設備に係る月額料金の合計額（以下この項目で「定額利用料等の合計額」といいます。）を100円（税込110円）減額します。この場合において、第49条（定額利用料の支払い義務）及び第64条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料とみなして取り扱います。 イ アの規定にかかわらず、定額利用料等の合計額が100円（税込110円）に満たない場合は、当該定額利用料等の合計額を減額することとします。
11) KDDIまとめて請求による料金の支払いを選択した場合における基本利用料の減額（2025年2月27日までのお申し込	ア 当社は、FTHサービスの利用契約について、（ア）に定める割引判定条件のすべてを満たすことを条件に、（イ）に定める割引対象に係る料金等を減額することとします。 （ア）割引判定条件 ①その利用契約に係る料金その他の債務について、KDDIまとめて請求の取扱いを受けていること。 ②料金表第1基本利用料2料金額に定める定額利用料の請求がある

みに適用)	こと。 ③その利用契約に係るKDDIまとめて請求の対象として、当社又はKDDI株式会社が提供するau(5G)通信サービス/au(LTE)通信サービス/povo1.0通信サービス(それぞれの契約約款に基づき利用を停止されているものを除きます。)が含まれること。 ④FTTHサービスの申込期間が2025年2月27日以前であること。 (イ) 割引対象 料金表第1(基本利用料)に定める定額利用料。 (ウ) 割引額 <table border="1" data-bbox="470 660 1441 840"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>料金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1の利用契約のうち、FTTH電話契約のみの契約であるもの</td><td>税抜額100円(税込額110円)</td></tr> <tr> <td>上記以外のもの</td><td>税抜額390円(税込額429円)</td></tr> </tbody> </table> ただし、(イ)の料金額が(ウ)の割引額に満たない場合は、(イ)の料金額を減額することとします。 イ アの場合において、第49条(定額利用料の支払い義務)及び第64条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料とみなして取扱います。 ウ KDDIまとめて請求に関するその他提供条件は、特定事業者が別に定めるところによります。	区分	料金額	1の利用契約のうち、FTTH電話契約のみの契約であるもの	税抜額100円(税込額110円)	上記以外のもの	税抜額390円(税込額429円)
区分	料金額						
1の利用契約のうち、FTTH電話契約のみの契約であるもの	税抜額100円(税込額110円)						
上記以外のもの	税抜額390円(税込額429円)						
12) KDDIまとめて請求による料金の支払いを選択した場合における基本利用料の減額(2025年2月28日以降のお申し込みに適用)	ア 当社は、FTTHサービスの利用契約について、(ア)に定める割引判定条件のすべてを満たすことを条件に、(イ)に定める割引対象に係る料金等を減額することとします。 (ア) 割引判定条件 ①その利用契約に係る料金その他の債務について、KDDIまとめて請求の取扱いを受けていること。 ②料金表第1基本利用料2料金額に定める定額利用料の請求があること。 ③その利用契約に係るKDDIまとめて請求の対象として、当社又はKDDI株式会社が提供するau(5G)通信サービス/au(LTE)通信サービス/povo1.0通信サービス/UQ mobile通信サービス/UQ mobile II通信サービス(それぞれの契約約款に基づき利用を停止されているものを除きます。)もしくは、auでんきサービスが含まれること。 ④FTTHサービスの申込期間が2025年2月28日以降であること。 (イ) 割引対象 料金表第1(基本利用料)に定める定額利用料。 (ウ) 割引額 割引判定条件(ア)③でKDDIまとめて請求対象となった契約の件数に応じて以下の通りとします。						

	区分	契約件数	割引額	
	サービス名：ホーム１ギガ	1 件	税抜額 500 円 (税込額 550 円)	
		2 件以上	税抜額 1, 000 円 (税込額 1, 100 円)	
	サービス名：ホーム１０ギガ	1 件	税抜額 500 円 (税込額 550 円)	
		2 件以上	税抜額 1, 000 円 (税込額 1, 100 円)	
	サービス名：マンション１ギガ	1 件	税抜額 290 円 (税込額 319 円)	
		2 件以上	税抜額 580 円 (税込額 638 円)	
	サービス名：マンション１０ギガ	1 件	税抜額 290 円 (税込額 319 円)	
		2 件以上	税抜額 580 円 (税込額 638 円)	
	サービス名：マンションV	1 件	税抜額 200 円 (税込額 220 円)	
		2 件以上	税抜額 400 円 (税込額 440 円)	
	サービス名：マンションG	1 件	税抜額 200 円 (税込額 220 円)	
		2 件以上	税抜額 400 円 (税込額 440 円)	
ただし、(イ)の料金額が(ウ)の割引額に満たない場合は、(イ)の料金額を減額することとします。 イ アの場合において、第 49 条（定額利用料の支払い義務）及び第 64 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料とみなして取扱います。 ウ KDDI まとめて請求に関するその他提供条件は、特定事業者が別に定めるところによります。				
13) 「KDDI まとめて請求」による料金の支払いを選択した場合における利用料の減額（au まとめトーク）	ア 当社は、FTTHサービスの利用契約について、その料金月の当社が別に定める日において(ア)に定める割引判定条件のすべてを満たすことを条件に、(イ)に定める割引対象に係る料金等を減額することとします。 (ア) 割引判定条件 ① 当社に届出のあった契約者連絡先電話番号が、当社又はKDDI 株式会社が提供する携帯電話サービス（povo2.0 通信サービス契約約款又はUQm約款に基づき提供するもの並びにそれぞれの契約約款に基づき利用の一時休止を行っているもの及び利用を停止されているものを除きます。）の契約者回線に係るものであること。 ②料金表第 1 基本利用料の 2 料金額に定める利用料の請求があること。 ③そのFTTH接続回線に係るKDDI まとめて請求の対象として、当社又はKDDI 株式会社が提供する携帯電話サービス（そ			

れぞれの契約約款に基づき利用を停止されているものを除きます。)が含まれること。

(イ) 割引対象

料金表第1基本利用料の2料金額に定める利用料

(ウ) 利用料の割引額

- ①この約款に定めるF T T H電話サービスのF T T H接続回線若しくはa uひかりビジネスサービス契約約款に定めるa uひかりビジネスサービスのa uひかりビジネス接続回線、特定事業者のF T T Hサービス契約約款に定めるF T T H電話サービスのF T T H接続回線、ブロードバンド通信サービス契約約款に定める電話(K)サービスの5 G契約回線、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービスのホームプラス電話契約者回線、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話のケーブルプラス電話接続回線、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話のF T T H接続回線、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービスのケーブルプラスホーム電話契約者回線、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービスの光ダイレクト接続回線及びa uオフィスナンバーサービスに係る特定装置接続回線、イントラネットI P電話サービス契約約款に定めるイントラネットI P電話サービスのイントラネットI P電話利用回線、a uひかりビジネスサービス契約約款に定める一般a uひかりビジネスサービス(当社のa uひかりビジネスサービス契約約款に定めるa uひかりビジネスサービスの用に供するものを除きます。)のa uひかりビジネス接続回線及びマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話のマンションプラス電話利用回線、W e b e x C a l l i n g サービス契約約款に定めるW e b e x C a l l i n g サービスの特定装置接続回線及びクラウドコーリングサービス契約約款に定めるクラウドコーリングサービスの特定装置接続回線への通話(ただし、その通話が協定事業者の設置した交換設備を経由したものを除きます。)、並びに協定事業者の電気通信サービス(当社が別に定めるものに限ります。)の電気通信回線への通話に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料。
- ②当社が別に定める音声通信番号への通話(その音声通信番号に係る事業者が当社又は特定事業者であるものに限ります。)に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料。
- ③当社又はK D D I 株式会社が提供する携帯電話サービスの電気通信回線への通話に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料

イ 当社は、アに規定する条件を満たさなくなったときは、アの取扱いを終了したものとします。

2 料金額

1) 定額利用料

ア タイプⅠに係るもの 定額利用料

1 ユーザコードごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス (サービス名：ホーム1ギガ)	プランⅠ	税抜額 6,400 円 (税込額 7,040 円)
	プランⅡ	税抜額 5,590 円 (税込額 6,149 円)
	プランⅢ	税抜額 5,590 円 (税込額 6,149 円)
	プランⅤ	税抜額 6,200 円 (税込額 6,820 円)
F T T H 電話サービス		税抜額 700 円 (税込額 770 円)

1 ユーザコードごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス (サービス名：ホーム10ギガ)	プランⅠ	税抜額 6,900 円 (税込額 7,590 円)
	プランⅤ	税抜額 6,700 円 (税込額 7,370 円)
F T T H 電話サービス		税抜額 700 円 (税込額 770 円)

1 ユーザコードごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス (サービス名：マンション1ギガ)	プランⅠ	税抜額 4,780 円 (税込額 5,258 円)
	プランⅡ	税抜額 4,390 円 (税込額 4,829 円)
	プランⅣ	税抜額 4,580 円 (税込額 5,038 円)
F T T H 電話サービス		税抜額 700 円 (税込額 770 円)

1 ユーザコードごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	プランⅠ	税抜額 5,280 円 (税込額 5,808 円)

(サービス名：マンション１０ギガ)	プランⅣ	税抜額 5,080 円（税込額 5,588 円）
ＦＴＴＨ電話サービス		税抜額 700 円（税込額 770 円）

イ タイプⅡに係るもの

① 定額利用料

１ユーザコードごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス (サービス名：マンションⅤ)	プランⅠ	税抜額 4,000 円（税込額 4,400 円）
	プランⅡ	税抜額 3,790 円（税込額 4,169 円）
	プランⅣ	税抜額 3,800 円（税込額 4,180 円）
ＦＴＴＨ電話サービス		税抜額 700 円（税込額 770 円）
インターネットサービス (サービス名：マンションⅥ)	プランⅠ	税抜額 4,000 円（税込額 4,400 円）
	プランⅡ	税抜額 3,790 円（税込額 4,169 円）
	プランⅣ	税抜額 3,800 円（税込額 4,180 円）
ＦＴＴＨ電話サービス		税抜額 700 円（税込額 770 円）

② ＦＴＴＨ電話サービス加算額

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
ＦＴＴＨ電話サービス加算額	税抜額 1,000 円（税込額 1,100 円）

2) 利用料（F T T H電話サービスに係るものに限りです。）

ア イ及びウ以外のもの

（ア）（イ）から（オ）以外のもの

区分	料金額（3分までごとに）
利用料	税抜額 8 円（税込額 8.8 円）

（イ） 携帯電話事業者の携帯電話サービスに係る加入電話等設備へのもの

区分	料金額（1分までごとに）
利用料	税抜額 15.5 円（税込額 17.05 円）
上記以外のもの	税抜額 16 円（税込額 17.6 円）

（ウ） 削除

（エ） ワイドスターⅢ（株式会社N T T ドコモがワイドスターⅢの名称で提供する衛星電話サービスをいいます。以下同じとします。）又はワイドスターⅡ（陸上）（株式会社N T T ドコモが、ワイドスターⅡの名称で主として船舶その他海上を移動するもの以外のものに対して提供する衛星電話サービスであって、F T T H接続回線からの音声通信に係る利用料を当社が設定するものをいいます。以下同じとします。）に係る加入電話等設備へのもの

区分	料金額（30秒までごとに）
利用料	税抜額 161 円（税込額 177 円）

（オ） N T T 東日本株式会社及びN T T 西日本株式会社が提供する
災害用伝言ダイヤルの電気通信番号（171）に係るもの

区分	料金額（1分までごとに）
利用料	税抜額 8 円（税込額 8.8 円）

イ 外国との音声通信に係るもの（国際ネットワークに係るものを除きます。）

（ア） 自動音声通信（外国への発信に係るものに限りです。）

(イ)
利用料

区分	料金額（１分までごとに）
アジア １	３０円
アジア ２	３０円
アジア ３	４５円
アジア ４	６３円
アジア ５	７２円
アジア ６	７７円
アジア ７	１０５円
アジア ８	１０７円
アジア ９	１１３円
アジア １０	１２７円
アジア １１	１３０円
アジア １２	１５３円
アジア １３	１５９円
アジア １４	２１３円
アジア １５	２２７円
アジア １６	３５円
アジア １７	６０円
アフリカ １	１２８円
アフリカ ２	１８０円
アフリカ ３	２５７円

アメリカ 1	9円
アメリカ 2	1 5円
アメリカ 3	7 8円
アメリカ 4	1 5 7円
アメリカ 5	1 1 3円
アメリカ 6	1 5 9円
アメリカ 7	3 0円
アメリカ 8	1 0 5円
アメリカ 9	1 1 5円
アメリカ 1 0	2 3 0円
オセアニア 1	5 7円
オセアニア 2	9円
オセアニア 3	5 0円
オセアニア 4	7 2円
オセアニア 5	8 0円
オセアニア 6	1 1 2円
オセアニア 7	1 6 0円
ヨーロッパ 1	2 0円
ヨーロッパ 2	4 2円
ヨーロッパ 3	9 2円
ヨーロッパ 4	1 0 2円
ヨーロッパ 5	1 4 2円

ヨーロッパ6	203円
備考 各区分における取扱地域等は、別表2に定めるところによります。	

(イ) 非自動音声通信に係るもの

区分	料金額	
	最初の3分まで	超過1分までごとに
非自動音声通信	2,160円	460円
備考 非自動音声通信における取扱地域等は、別表2に定めるところによります。		

ウ 特定衛星端末との音声通信に係るもの

(ア) 自動音声通信（特定衛星端末への発信に係るものに限ります。）

利用料

区分	料金額（1分までごとに）
特定衛星端末1	273円
特定衛星端末2	378円
特定衛星端末6	210円
特定衛星端末7	686円
備考 1 各区分における取扱地域等は、別表2に定めるところによります。 2 外国へ発信する音声通信（その音声通信の料金を着信者側で支払うことを条件として行われる通信に限ります。）の料金は、着信側事業者の定めるところによります。	

(イ) 非自動音声通信

区分	料金額	
	最初の3分まで	超過1分までごとに
非自動音声通信	2,160円	460円
備考 非自動音声通信における取扱地域は、別表2に定めるところによります。		

エ 国際ネットワークとの音声通信に係るもの

(ア) 自動音声通信（国際ネットワークへの発信に係るものに限ります。）

区分	料金額（1分までごとに）
国際ネットワーク1	20円

国際ネットワーク 2	9 2 円
備考 各区分における取扱地域等は、別表 2 に定めるところによります。	

(イ) 非自動音声通信

区分	料金額	
	最初の 3 分まで	超過 1 分までごとに
非自動音声通信	2, 1 6 0 円	4 6 0 円
備考 非自動音声通信における取扱地域は、別表 2 に定めるところによります。		

第2 付加機能利用料

1 適用

付加機能利用料の適用については、約款第 49 条（定額利用料の支払義務）及び約款第 50 条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容						
1) F T T H 電話サービスに係る通信時間の測定等	ア 自動音声通信の通信時間は、双方の電気通信回線を接続して音声通信をできる状態にした時刻から起算し、請求者又は対話者による送受話器をかける等の音声通信終了の信号を受けて、その音声通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（特定事業者又は協定事業者の機器を含むことがあります。以下同じとします。）により測定します。 イ 非自動音声通信の通信時間は、次表に掲げるその音声通信の開始時刻から終了時刻までの時間とし、当社の機器により測定します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>時刻</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開始時刻</td><td>請求者の電話設備が対話者に接続され、当社電話交換局の交換取扱者が、音声通信が設定されたことを請求者に告げた時刻設定されたことを請求者に告げた時刻</td></tr> <tr> <td>終了時刻</td><td>特定事業者の交換設備が請求者の電話設備から音声通信終了の信号を受信した時刻</td></tr> </tbody> </table> 備考 1 特定事業者の電話交換局が非自動音声通信（会議音声通信を除きます。）を接続する場合において、対話者側の電気通信設備が、加入者不在の場合に応答する装置又は不在加入者の代行を業とする者に接続されているため、その装置又は代行業者による応答があったときは、次により取り扱います。 1) 削除 2) 一般非自動音声通信の場合 請求者が音声通信をすることを希望する場合に限って接続します。 2 特定事業者の電話交換局が会議音声通信を接続する場合において、1に規定する装置又は代行業者による応答があったときは、その旨を請求者に通知します。 ウ イの規定にかかわらず、会議音声通信の途中で対話者の追加又は退去があった場合において、その追加又は退去した対話者に係る会議音声通信基本料又は本邦側付加料の算定を行うときは、その会議音声通信の開始時刻又は終了時刻は次により取り扱います。 1) 対話者を追加する場合の開始時刻 請求者の電話設備がその対話者に接続され、特定事業者の電話交換局の交換取扱者がその対話者の追加を請求者に告げた時刻 2) 対話者が退去した場合の終了時刻 特定事業者の電話交換局の交換設備がその対話者の電話設備から音声通信終了の信号を受信した時刻 エ 次の時間は、ア又はイの通信時間に含みません。 （ア）回線の故障等音声通信の請求者又は対話者の責任によらない理由に	区分	時刻	開始時刻	請求者の電話設備が対話者に接続され、当社電話交換局の交換取扱者が、音声通信が設定されたことを請求者に告げた時刻設定されたことを請求者に告げた時刻	終了時刻	特定事業者の交換設備が請求者の電話設備から音声通信終了の信号を受信した時刻
区分	時刻						
開始時刻	請求者の電話設備が対話者に接続され、当社電話交換局の交換取扱者が、音声通信が設定されたことを請求者に告げた時刻設定されたことを請求者に告げた時刻						
終了時刻	特定事業者の交換設備が請求者の電話設備から音声通信終了の信号を受信した時刻						

	より、音声通信の途中に一時音声通信ができなかった時間 (イ) 回線の故障等音声通信の請求者又は対話者の責任によらない理由により、音声通信を打ち切ったときは、2（料金額）に規定する秒数に満たない端数の通信時間 オ エの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、通信時間の調整は行いません。 (ア) 音声通信以外の通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。 ただし、音声通信ができない状態であったときは、この限りではありません。 (イ) 契約者回線又は加入契約回線等の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線又は加入契約回線等に当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続し、音声通信が行われた場合において、その接続を原因とする伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。 カ 電気通信設備の障害、業務上の過誤その他請求者又は対話者の責めによらない理由により、音声通信に中断があったときは、請求者は、直ちにその旨を特定事業者の電話交換局に申告してください キ 当社は、カの規定により中断等の申告を受けた自動音声通信の通信時間を、エ及びオの規定に従って調整します。 ク カの規定により非自動音声通信の中断の申告を受けた特定事業者の電話交換局は、速やかに再接続を試み、又は必要な措置に従って通信時間を調整します。この場合において、当社又は特定事業者の電話交換局はエ及びオの規定に従って通信時間を調整します。 ケ カに規定する中断等の場合において、請求者及び対話者の責めによらない理由により、直ちにその旨の申告ができなかったときは、当社は、その音声通信に係る請求書の発行日から起算して6ヶ月以内に限り、申告に応じ、キ又はクに規定する調整すべき通信時間に対応する利用料を減額又は返還します。
--	---

2) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い	当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料は、次のとおりとします。 ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して当社の機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12 料金月の各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 （注）イの「当社が別に定める方法」は、原則として、次のとおりとします。 （ア） 過去2ヶ月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 （イ） 過去2ヶ月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のうち低いものの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
3) 複数の付加機能の提供を受けることを条件とする付加機能利用料の適用（電話オプションパックEX／電話オプションパック）	ア その料金月の初日において、1のF T T H電話契約（1のユーザコードにおいて2のF T T H電話契約を締結している場合は、その2のF T T H電話契約とします。以下この欄において同じとします。）について、次表に定める対象付加機能のうち異なる2以上の付加機能の提供を受けている場合、その1のF T T H電話契約に係る対象付加機能の定額利用料の合計額（以下この（4）欄において付加機能利用料合計額といいます。）について、2（料金額）の規定にかかわらず、次表の料金額（付加機能利用料合計額が次表の料金額に満たない場合は、付加機能利用料合計額とします。）を適用します。 1のF T T H電話契約ごとに月額

区分	対象付加機能	料金額
パックⅠ	発信電気通信番号表示サービス、 発信電気通信番号通知要請サービス、 着信用通信路設定サービス、 発信電気通信番号通信中表示サービス、 着信転送サービス、迷惑電話発着信ブロックサービス（当社の迷惑電話発着信ブロックサービス利用規約に定めるものをいいます。以下同じとします。）	税抜額 690 円 (税込額 759 円)
パックⅡ	発信電気通信番号表示サービス、 発信電気通信番号通知要請サービス、 着信用通信路設定サービス、 発信電気通信番号通信中表示サービス、 着信転送サービス	税抜額 500 円 (税込額 550 円)

イ アに定める取扱いは、それぞれ次表の F T T H 電話契約に限り適用します。

区分	F T T H 電話契約
パックⅠ	当社が別に定めるホームゲートウェイ機器を利用する F T T H 電話契約
パックⅡ	上欄以外の F T T H 電話契約

2 料金額

区分		単位	料金額
ア 発信 電気 通信 番号 非 通知 サ ー ビ ス	本サービスの利用の請求をしたＦＴＴＨ電話契約者に係るＦＴＴＨ接続回線から行う音声通信（特定事業者の定める特別ＦＴＴＨ電話契約により提供する緊急通報、その他当社が別に定める方法により行う音声通信を除きます。）について、そのＦＴＴＨ電話契約に係る電気通信番号を着信先へ通知しないようにするもの	—	
	備考 本サービスは、ＦＴＴＨ電話契約者に限り提供します。		

イ 発信 電気 通信 番号 表示 サ ー ビ ス	本サービスの利用の請求をしたＦＴＴＨ電話契約者がそのＦＴＴＨ電話契約に係るＦＴＴＨ接続回線へ通知される発信電気通信番号を表示することができるもの（定額利用料）	1 ＦＴＴＨ電話 契約ごとに月額	税抜額 400 円 (税込額 440 円)
	備考 (ア) 本サービスは、ＦＴＴＨ電話契約者に限り提供します。 (イ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。 (ウ) 当社は、本サービスを利用しているＦＴＴＨ電話契約者（以下「発信電気通信番号表示サービス利用者」といいます。）から請求があったときは、以下この表の工欄又はケ欄に掲げる追加サービスを提供します。		

ウ 発信 電気 通信	ＦＴＴＨ電話契約に係るＦＴＴＨ接続回線へ発信電気通信番号が通知されない通信に対して、その発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答するもの（定額利用料）	1 ＦＴＴＨ電話 契約ごとに月額	税抜額 200 円 (税込額 220 円)
	備考 (ア) 本サービスは、ＦＴＴＨ電話契約者であって、発信電気通信番号表示サービスの提供を受ける者に限り提供します。 (イ) 当社は、発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。		

番号通知要請サービス		
------------	--	--

エ 削除

オ	音声通信中に他から着信がある場合に、現に通信中の音声通信に係る通信路に加え、その着信に係る通信路を設定する機能。（定額利用料）	１ＦＴＴＨ電話契約ごとに月額	税抜額 300 円 (税込額 330 円)
着信用通信路設定サービス	備考	本サービスは、ＦＴＴＨ電話契約者に限り提供します。	

カ	本サービスの利用の請求をしたＦＴＴＨ電話契約者がそのＦＴＴＨ電話契約に係るＦＴＴＨ接続回線から発信する、当社が別に定める音声通信を行うことができないようにするもの	—	—
特定音声通信発信規制サービス	備考	(ア) 本サービスは、ＦＴＴＨ電話契約者に限り提供します。 (イ) 当社は、そのＦＴＴＨ電話契約に係る電気通信番号が変更となった場合は、本サービスを廃止したものとして取り扱います。 (ウ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	

キ	本サービスの利用の請求をしたＦＴＴＨ電話契約者	—	—
---	-------------------------	---	---

特定 通信 着信 規制 サービス	がそのＦＴＴＨ電話契約に係るＦＴＴＨ接続回線へ着信する、当社が別に定める通信を行うことができないようにするもの		
	備考	(ア) 本サービスは、ＦＴＴＨ電話契約者に限り提供します。 (イ) 当社は、そのＦＴＴＨ電話契約に係る電気通信番号が変更となった場合は、本サービスを廃止したものとして取り扱います。 (ウ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	

ク 発信 電気 通信 番号 通信 中表示 サービス	ＦＴＴＨ電話契約（着信用通信路設定機能を利用しているものに限りします。）に係るＦＴＴＨ接続回線へ通知される発信電気通信番号を通信中表示することができるもの（定額利用料）		１ Ｆ Ｔ Ｔ Ｈ 電 話 契約ごとに月額	税抜額 100 円 (税込額 110 円)
	備考	(ア) 本サービスは、ＦＴＴＨ電話契約者であって、発信電気通信番号表示サービスの提供を受ける者に限り提供します。 (イ) 本サービスを利用する場合、通信の利用状況によっては、発信電気通信番号を表示できない場合があります。 (ウ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		

ケ 着信 転送 サ	ＦＴＴＨ電話契約に係るＦＴＴＨ接続回線に着信する音声通信を、自動的に他の契約者回線等（当社が別に定めるものに限りします。以下この欄において同じとします。）に転送ができる機能（定額利用料）		１ Ｆ Ｔ Ｔ Ｈ 電 話 契約ごとに月額	税抜額 500 円 (税込額 550 円)
	備考	(ア) 本サービスは、ＦＴＴＨ電話契約者に限り提供します。 (イ) 他の契約者回線等から転送されて、本サービスが適用されているＦＴＴＨ接続回線に着信する音声通信を、他の契約者回線等へ転送することはできません。		

サービス	(ウ) 電気通信番号通知要請サービス又は迷惑電話拒絶サービスが適用されている場合は、両サービスの処理が本サービスの処理より優先します。 (エ) 本サービスに係る音声通信については、発信者から本サービスを利用しているF T T H接続回線への音声通信と本サービスを利用しているF T T H接続回線から転送先の契約者回線等への音声通信の2の音声通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して音声通信ができる状態となった時刻に双方の音声通信ができる状態になったものとして測定することとします。 (オ) 本サービスを利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通信品質を保証できないことがあります。 (カ) 本サービスを利用する場合、発信者の電気通信番号が転送先に通知される場合があります。 (キ) 当社は、本サービスに係る転送先から、その転送される音声通信について間違い電話のため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。 (ク) 当社は、F T T H電話サービスの利用の一時中断を行っているF T T 接続回線について、そのF T T H接続回線の設置場所について家主等から異議の申立てがあり当社が必要と認める場合、利用契約者にそのF T T H接続回線の設置場所を変更していただきます。この場合において、利用契約者がその設置場所を変更しないときは、本サービスの利用を中止することがあります。 (ケ) 当社は、F T T H電話契約者から請求があったときは、指定のあったF T T H電話契約に係る本サービスについて、付加機能の提供の一時中断（その付加機能を廃止することなく一時的に提供を中断することをいいます。以下同じとします。）を行います。 (コ) 当社は、(ケ)の規定により付加機能の提供の一時中断を行った後、F T T H電話契約者から請求があったときは、指定のあったF T T H電話契約に係る本サービスについて、付加機能の提供の再開を行います。 (サ) (ケ)又は(コ)の規定により付加機能の提供の一時中断又は付加機能の提供の再開があった場合、本サービスに係る付加機能利用料については、第 44 条（定額利用料の支払義務）の規定中、次表の左欄に定めるものを同表の右欄に定めるものにそれぞれ読み替えて適用します。 <table border="1" data-bbox="274 1377 1439 1518"> <tr> <td data-bbox="274 1377 858 1415">① 付加機能の提供の一時中断があった場合</td><td></td></tr> <tr> <td data-bbox="274 1415 858 1518">付加機能の廃止があった日</td><td data-bbox="858 1415 1439 1518">付加機能の提供の一時中断があった日</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="274 1518 1439 1666"> <tr> <td data-bbox="274 1518 858 1556">② 付加機能の提供の再開があった場合</td><td></td></tr> <tr> <td data-bbox="274 1556 858 1666">付加機能の提供を開始した日 付加機能提供開始日</td><td data-bbox="858 1556 1439 1666">付加機能の提供を再開した日 付加機能提供再開日</td></tr> </table> (シ) 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 (ス) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。	① 付加機能の提供の一時中断があった場合		付加機能の廃止があった日	付加機能の提供の一時中断があった日	② 付加機能の提供の再開があった場合		付加機能の提供を開始した日 付加機能提供開始日	付加機能の提供を再開した日 付加機能提供再開日
① 付加機能の提供の一時中断があった場合									
付加機能の廃止があった日	付加機能の提供の一時中断があった日								
② 付加機能の提供の再開があった場合									
付加機能の提供を開始した日 付加機能提供開始日	付加機能の提供を再開した日 付加機能提供再開日								

第3 相互接続番号案内料

1 適用

相互接続番号案内料の適用については、約款第 72 条の 2（相互接続番号案内）及び約款第 72 条の 3（相互接続番号案内料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容
----	----

1) 相互接続番号案内料の設定	相互接続番号案内料は、当社の提供区間と特定事業者及び協定事業者の提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。
2) 相互接続番号案内料の免除等の取扱い	相互接続番号案内料の免除に係る取扱い及び相互接続番号案内料の支払いを要しない場合の取扱いについては、協定事業者の契約約款等の規定に準じて取り扱います。
3) その他の取扱い	相互接続番号案内料に係るその他の取扱いについては、利用料に準じて取り扱います。

2 料金額

区分	単位	料金額
相互接続番号案内料	1 電気通信番号ごとに	税抜額 400 円（税込額 440 円）

第4 手続きに関する料金及び工事費

1 適用

F T T Hサービスに係る手続きに関する料金及び工事費の適用については、第 51 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容											
1) F T T H接続回線の新設に関する費用の適用	ア F T T H接続回線の新設に関する費用について、利用契約者に支払っていただきます。											
	イ アの規定にかかわらず、次の場合には、F T T H接続回線の新設に関する費用の支払を要しません。											
	（ア）料金表第5（附帯サービスに関する料金等）に定める低速の品目に係るV D S L装置等に係る料金の支払形態として、月額料金の支払いを要するものを選択したとき。											
	ウ 当社は、利用契約者から請求があったときは、F T T H接続回線に関する費用（次表の左欄に定めるタイプ種別等に係るものに限ります。）について、同表の右欄に定める回数に分割した料金での適用（以下「分割払い」といいます。）を行います。											
	<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>回数</th></tr><tr><td rowspan="2">タイプⅠ</td><td>プランⅠ、プランⅡ、プランⅣ</td><td>23 回</td></tr><tr><td>プランⅢ、プランⅤ</td><td>35 回</td></tr><tr><td colspan="2">タイプⅡ（インターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けるものを除きます。）、</td><td>23 回</td></tr></table>		区分		回数	タイプⅠ	プランⅠ、プランⅡ、プランⅣ	23 回	プランⅢ、プランⅤ	35 回	タイプⅡ（インターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けるものを除きます。）、	
区分		回数										
タイプⅠ	プランⅠ、プランⅡ、プランⅣ	23 回										
	プランⅢ、プランⅤ	35 回										
タイプⅡ（インターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けるものを除きます。）、		23 回										
	エ ウの規定にかかわらず、次の場合には分割払いの請求を承諾しないことがあります。											
	（ア）分割払いの請求をした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。											
	（イ）分割払いの申込みをした者が当社と締結している利用契約のF T T Hサービスに係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。											
	（ウ）当社の業務遂行上支障があるとき。											
	（エ）その他当社が不相当と判断したとき。											
	オ 利用契約者は、この約款に定める支払期日までに、この約款に定める支払方法により、分割支払金を当社に支払うものとします。											
	カ 利用契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に分割払いに関する債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。											
	（ア）支払期日に分割支払金の支払いを遅滞し、当社から20 日以上の相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。											
	（イ）自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。											
	（ウ）差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受											

	けたとき。 (エ) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。 (オ) 全ての利用契約の解除があったとき。 キ F T T H接続回線の新設に関する費用の支払いを完了する前に全ての利用契約の解除があった場合、利用契約者が直ちに債務の履行を要するF T T H接続回線の新設に関する費用は、次表に定める上限額とします。 <table><tr><th colspan="2">上限額</th></tr><tr><td colspan="2">次により算出した額のいずれか高い額</td></tr><tr><td>①</td><td>(契約満了月数－契約月数) ÷ 契約満了月数 × 2 (料金額) に定めるF T T H接続回線の新設に関する費用</td></tr><tr><td>②</td><td>(24－契約月数) ÷ 24 × 2 (料金額) に定めるF T T H接続回線の新設に関する費用</td></tr></table> ク キに定める契約満了月数及び契約月数は、それぞれ次のとおりとします。 <table><tr><td rowspan="3">契約満了月数</td><td>プランⅠ</td><td>契約月数と同じ</td></tr><tr><td>プランⅡ、 プランⅣ</td><td>23</td></tr><tr><td>プランⅢ、 プランⅤ</td><td>35</td></tr><tr><td>契約月数</td><td colspan="2">そのF T T H接続回線に係る基本利用料課金開始日（インターネットサービスとF T T H電話サービスの基本利用料課金開始日が異なる場合は、いずれか早い日とします。）の属する料金月の翌料金月から起算し、全ての利用契約の解除があった料金月までの月数</td></tr><tr><td colspan="3">備考 基本利用料課金開始日の属する料金月以前に全ての利用契約の解除があった場合、契約月数は0とします。</td></tr></table>	上限額		次により算出した額のいずれか高い額		①	(契約満了月数－契約月数) ÷ 契約満了月数 × 2 (料金額) に定めるF T T H接続回線の新設に関する費用	②	(24－契約月数) ÷ 24 × 2 (料金額) に定めるF T T H接続回線の新設に関する費用	契約満了月数	プランⅠ	契約月数と同じ	プランⅡ、 プランⅣ	23	プランⅢ、 プランⅤ	35	契約月数	そのF T T H接続回線に係る基本利用料課金開始日（インターネットサービスとF T T H電話サービスの基本利用料課金開始日が異なる場合は、いずれか早い日とします。）の属する料金月の翌料金月から起算し、全ての利用契約の解除があった料金月までの月数		備考 基本利用料課金開始日の属する料金月以前に全ての利用契約の解除があった場合、契約月数は0とします。		
上限額																						
次により算出した額のいずれか高い額																						
①	(契約満了月数－契約月数) ÷ 契約満了月数 × 2 (料金額) に定めるF T T H接続回線の新設に関する費用																					
②	(24－契約月数) ÷ 24 × 2 (料金額) に定めるF T T H接続回線の新設に関する費用																					
契約満了月数	プランⅠ	契約月数と同じ																				
	プランⅡ、 プランⅣ	23																				
	プランⅢ、 プランⅤ	35																				
契約月数	そのF T T H接続回線に係る基本利用料課金開始日（インターネットサービスとF T T H電話サービスの基本利用料課金開始日が異なる場合は、いずれか早い日とします。）の属する料金月の翌料金月から起算し、全ての利用契約の解除があった料金月までの月数																					
備考 基本利用料課金開始日の属する料金月以前に全ての利用契約の解除があった場合、契約月数は0とします。																						
2) 利用契約締結に関する工事費適用	利用契約の締結に関する工事費については、利用契約者に支払っていただきます。																					
3) 付加機能に関する工事費適用	付加機能に関する工事費については、利用契約者に支払っていただきます。																					
4) 修理又は移設に関する工事費適用	修理又は移設に関する工事費については、利用契約者に支払っていただきます。 ア 修理工事費 利用契約者（タイプⅠのものに限ります。）の責めに帰すべき理由により、F T T H接続回線（F T T H接続回線の終端のある建物内のF T T H接続回線に限ります。）が故障した場合及び回線終端装置（F T T H接続回線の終端に協定事業者が設置する装置をいいます。以下同じとしま																					

	す。)が故障した場合において、その修理に要する工事に適用します。 イ 移設工事費 利用契約者（タイプⅠのものに限ります。）からの請求によりＦＴＴＨ接続回線（ＦＴＴＨ接続回線の終端のある建物内のＦＴＴＨ接続回線に限ります。）、回線終端装置及びローゼットを移設（同一建物内で移転する場合をいいます。）する工事に適用します。
5) 手続きに関する料金及び工事費の適用除外又は減額適用	当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、手続き又は工事の態様等を勘案して別に定めるところにより、手続きに関する料金及び工事費の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。

2 料金額

1) ＦＴＴＨ接続回線の新設に関する費用

区分	単位	料金額
(ア) タイプⅠに係るＦＴＴＨサービス	1 ユーザコードごとに	税抜額 44,800 円（税込額 49,280 円）
(イ) タイプⅡに係るＦＴＴＨサービス	1 ユーザコードごとに	税抜額 34,500 円（税込額 37,950 円）

2) 利用契約の締結に関する工事費

区分		単位	料金額
ア インターネットサービス	(ア) (イ)以外の場合	1 利用契約ごとに	税抜額 4,500 円 （税込額 4,950 円）
	(イ) ＦＴＴＨ電話契約者又はＴＶ契約者からの請求であって、その請求がＦＴＴＨ電話サービス又はＴＶサービスの提供を開始した日以降に行われた場合	1 利用契約ごとに	税抜額 800 円 （税込額 880 円）
イ ＦＴＴＨ電話サービス	(ア) (イ)以外の場合	1 利用契約ごとに	税抜額 4,500 円 （税込額 4,950 円）
	(イ) インターネット契約者又はＴＶ契約者からの請求であって、その請求がインターネットサービス又はＴＶサービスの提供を開始した日以降に行われた場合	1 利用契約ごとに	税抜額 800 円 （税込額 880 円）
備考 1の利用契約者からの申込み又は請求により、1のユーザコードに係る次の工事について、同時に2以上の工事を施工する場合は、次の工事ごとに、それらの工事費のうち、1の工事の工事費を適用します。 ① アに関する工事 ② イに関する工事 ③ 当社の有料放送役務契約約款に定めるＴＶサービスの契約締結に関する工事			

3) 電気通信番号に関する工事費

区分	単位	料金額
電気通信番号の変更に関する工事	1の工事ごとに	税抜額 2,000 円（税込額 2,200 円）

4) 修理又は移設に関する工事費

区分	単位	料金額
(ア) 修理工事		
① F T T H接続回線に係るもの	1 の工事ごとに	税抜額 10,000 円(税込額 11,000 円)
② 回線終端装置に係るもの	1 の工事ごとに	税抜額 14,000 円(税込 15,400 円)
(イ) 移設工事		
① F T T H接続回線に係るもの	1 の工事ごとに	税抜額 10,000 円(税込額 11,000 円)
② 回線終端装置に係るもの	1 の工事ごとに	税抜額 2,000 円(税込額 2,200 円)

第5 附帯サービスに関する料金等

1 削除

2 音声通信明細書の発行料

1) 適用

音声通信明細書の発行料の適用については、別記 15（音声通信明細書の発行）の規定のとおりとします。

2) 料金額

区分	単位	料金額
発行料	1 発行ごとに	税抜額 100 円（税込額 110 円）

3 端末設備に係る料金

1) 適用

端末設備に係る工事に関する費用の適用については、別記 18（端末設備の提供）の規定のとおりとします。

2) 料金額

区分	単位	料金額
VDSL 装置等のポートの収容の変更に関する工事	1 の工事ごとに	税抜額 6,000 円（税込額 6,600 円）

4 支払証明書の発行手数料

1) 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記21（支払証明書の発行）の規定によるほか、次のとおりとします。

支払証明書の発行手数料の適用	利用契約者は、2 料金額の規定にかかわらず、特定事業者が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。
----------------	---

2) 料金額

区分	単位	料金額
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行 1 回ごとに	税抜額 400 円（税込額 440 円）

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

5 払込取扱票の発行等手数料

1) 適用

払込取扱票の発行等手数料の適用については、別記 22（払込取扱票の発行等）の規定によるほか、次のとおりとします。

払込取扱票の発行等手数料の適用	利用契約者は、その F T T H 接続回線について、以下のいずれかに該当する場合、2)（料金額）の規定にかかわらず、払込取扱票発行等手数料の支払いを要しません。 (1) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。
-----------------	---

	(2) その他当社が別に定める条件に該当するとき。
--	---------------------------

2) 料金額

区分	単位	料金額
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額 230 円 (税込額 253 円)

6 窓口取扱等手数料

(1) 料金額

区分	単位	料金額
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票及び書面請求書の発行1回ごとに	税抜額 530 円 (税込額 583 円)

第6 電話ユニバーサルサービス料

1 適用

電話ユニバーサルサービス料の適用については、第51条の2（電話ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

電話ユニバーサルサービス料の適用	ア 電話ユニバーサルサービス料は1のF T T H電話契約にかかる電気通信番号ごとに適用します。 イ 電話ユニバーサルサービス料の計算は、料金月単位で行います。 ウ その料金月の末日にF T T H電話の提供の開始があったとき又は接続休止をしているときは、第51条の2規定にかかわらず、その料金月における電話ユニバーサルサービス料の支払いを要しません。 エ 電話ユニバーサルサービス料については、日割りは行いません。
------------------	---

2 料金額

区分	料金額（月額）
電話ユニバーサルサービス料	電話ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「電話ユニバーサルサービス料」の額

（注） 電話ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。

<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/universal/>

第7 ブロードバンドユニバーサルサービス料

1 適用

ブロードバンドユニバーサルサービス料の適用については、第51条の3（ブロードバンドユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ブロードバンドユニバーサルサービス料の適用	
ブロードバンドユニバーサルサービス料の適用	ア ブロードバンドユニバーサルサービス料は1のインターネット契約又は基本契約ごとに適用します。 イ ブロードバンドユニバーサルサービス料の計算は、料金月単位で行います。 ウ その料金月の末日にインターネットサービスの提供の開始があったとき又は接続休止をしているときは、第51条の3の規定に関わらず、その料金月におけるブロードバンドユニバーサルサービス料の支払いを要しません。 エ ブロードバンドユニバーサルサービス料については、日割りは行いません。

2 料金額

区分	料金額（月額）
ブロードバンドユニバーサルサービス料	ブロードバンドユニバーサルサービス制度について定めた当社所定のホームページに規定する「ブロードバンドユニバーサルサービス料」の額

（注） ブロードバンドユニバーサルサービス制度について定めた当社所定のホームページは、次のとおりです。

<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/universal/>

第8 電話リレーサービス料

1 適用

電話リレーサービス料の適用については、第 51 条の 4（電話リレーサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

電話リレーサービス料の適用	
電話リレーサービス料の適用	ア 電話リレーサービス料は 1 の F T T H 電話契約にかかる電気通信番号ごとに適用します。 イ 電話リレーサービス料の計算は、料金月単位で行います。 ウ その料金月の末日に F T T H 電話サービスの提供の開始があったとき又は接続休止をしているときは、第 51 条の 4 の規定にかかわらず、その料金月における電話リレーサービス料の支払いを要しません。 エ 電話リレーサービス料については、日割りは行いません。

2 料金額

区分	料金額（月額）
電話リレーサービス料	電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「電話リレーサービス料」の額

（注） 電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。

<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/telephonerelay/>

別表 1 削除

別表2 外国との音声通信に係る取扱地域等

1 自動音声通信

区分	取扱地域
アジア 1	大韓民国、シンガポール共和国、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）、香港
アジア 2	台湾
アジア 3	インドネシア共和国、タイ王国
アジア 4	ブルネイ・ダルサラーム国
アジア 5	マカオ
アジア 6	モンゴル国
アジア 7	インド
アジア 8	スリランカ民主社会主義共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、モルディブ共和国、ラオス人民民主共和国
アジア 9	アラブ首長国連邦、イスラエル国、オマーン、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、ヨルダン・ハシェミット王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、レバノン共和国
アジア 10	東ティモール
アジア 11	朝鮮民主主義人民共和国
アジア 12	カンボジア王国、ミャンマー連邦共和国
アジア 13	イエメン共和国
アジア 14	アフガニスタン・イスラム共和国
アジア 15	イラク共和国、イラン・イスラム共和国
アジア 16	フィリピン共和国
アジア 17	マレーシア
アフリカ 1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ケニア共和国、コモロ連合、ザンビア共和国、ジブチ共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、中央アフリカ共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マラウイ共和、マリ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト

	王国、レユニオン
アフリカ 2	アセンション島、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ギニア共和国、コートジボワール共和国、シエラレオネ共和国、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア、マダガスカル共和国
アフリカ 3	ギニアビサウ共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、チャド共和国
アメリカ 1	アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）、アラスカ
アメリカ 2	カナダ
アメリカ 3	サンピエール島・ミクロン島、メキシコ合衆国
アメリカ 4	トリニダードトバゴ共和国、バミューダ諸島
アメリカ 5	アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、キューバ共和国、グアドループ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、ドミニカ共和国、ドミニカ国、ハイチ共和国、バルバドス、プエルト・リーコ、米領バージン諸島、マルティニク、モンセラット
アメリカ 6	バハマ国
アメリカ 7	ブラジル連邦共和国
アメリカ 8	ペルー共和国
アメリカ 9	アルゼンチン共和国、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、ガイアナ共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、チリ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、パラグアイ共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国
アメリカ 10	フォークランド諸島
オセアニア 1	グアム、サイパン
オセアニア 2	ハワイ
オセアニア 3	オーストラリア
オセアニア 4	クリスマス島、ココス・キーリング諸島、ニュージーランド
オセアニア 5	ノーフォーク島、パプアニューギニア共和国、米領サモア、ミクロネシア連邦
オセアニア 6	マーシャル諸島共和国
オセアニア 7	バヌアツ共和国、キリバス共和国、クック諸島、ソロモン諸島、ツバル、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、サモア独立国、ニウエ、ニュ

	ー・カレドニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア
ヨーロッパ1	グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国
ヨーロッパ2	アンドラ公国、モナコ公国
ヨーロッパ3	アイスランド共和国、アイルランド、アゾールス諸島、イタリア共和国、バチカン市国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国
ヨーロッパ4	アゼルバイジャン共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、ジョージア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、ハンガリー共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド共和国、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦
ヨーロッパ5	コソボ共和国、トルクメニスタン、セルビア共和国、モンテネグロ共和国
ヨーロッパ6	アルバニア共和国、アルメニア共和国、キルギス共和国
特定衛星端末1	スラヤー
特定衛星端末2	イリジウム
特定衛星端末6	インマルサットサービス（64kbps の Audio/Speech モード以外の場合に限ります。）
特定衛星端末7	インマルサットサービス（64kbps の Audio/Speech モードの場合に限ります。）
国際ネットワーク1	Orange S. A. が提供する国際ネットワーク
国際ネットワーク2	Transatel が提供する国際ネットワーク

2 非自動音声通信

区分	取扱地域
アジア1	【大韓民国】
アジア2	香港、【マカオ】
アジア3	【中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）】
アジア4	【台湾】
アジア5	【シンガポール共和国】

アジア 6	【フィリピン共和国】
アジア 7	【インドネシア共和国】、【タイ王国】、ブルネイ・ダルサラーム国、【マレーシア】、東ティモール
アジア 8	【カンボジア王国】、【ベトナム社会主義共和国】、ミャンマー連邦共和国、モンゴル国、ラオス人民民主共和国
アジア 9	朝鮮民主主義人民共和国
アジア 10	インド
アジア 11	【スリランカ民主社会主義共和国】、【ネパール王国】、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、モルディブ共和国
アジア 12	【アラブ首長国連邦】、イエメン共和国、イスラエル国、【イラク共和国】、イラン・イスラム共和国、オマーン、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、【バーレーン国】、ヨルダン・ハシェミット王国、レバノン共和国
アジア 13	アフガニスタン・イスラム共和国
アフリカ 1	アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、【エジプト・アラブ共和国】、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ギニア共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、【セネガル共和国】、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、【南アフリカ共和国】、南スーダン共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、【モロッコ王国】、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン
アフリカ 2	ディエゴ・ガルシア
アフリカ 3	西サハラ
アメリカ 1	【アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）】、【アラスカ】
アメリカ 2	【カナダ】
アメリカ 3	サンピエール島・ミクロン島、バミューダ諸島、【メキシコ合衆国】
アメリカ 4	アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、キューバ共和国、グアドループ、グレー

	ト・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダードトバゴ共和国、ハイチ共和国、バハマ国、バルバドス、【プエルト・リーコ】、【米領バージン諸島】、マルティニク、モンセラット
アメリカ5	エルサルバドル共和国、グアテマラ共和国、【コスタリカ共和国】、ニカラグア共和国、パナマ共和国、ベリーズ、ホンジュラス共和国
アメリカ6	ブラジル連邦共和国
アメリカ7	【ペルー共和国】
アメリカ8	【アルゼンチン共和国】、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、ガイアナ共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、【チリ共和国】、【パラグアイ共和国】、フォークランド諸島、フランス領ギアナ、【ベネズエラ・ボリバル共和国】、【ボリビア共和国】
オセアニア1	【グアム】、【サイパン】
オセアニア2	【ハワイ】
オセアニア3	【オーストラリア】
オセアニア4	【ニュージーランド】
オセアニア5	キリバス共和国、クック諸島、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、ニュー・カレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア共和国、【パラオ共和国】、バヌアツ共和国、【フィジー共和国】、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦
オセアニア6	【クリスマス島】、【ココス・キーリング諸島】
オセアニア7	ウェーキ島、ミッドウェー
ヨーロッパ1	【グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国】
ヨーロッパ2	アンドラ公国、【ドイツ連邦共和国】、【フランス共和国】、【モナコ公国】
ヨーロッパ3	【イタリア共和国】、【オランダ王国】、【サンマリノ共和国】、【バチカン市国】、【スイス連邦】、【ベルギー王国】、【リヒテンシュタイン公国】、【ルクセンブルク大公国】
ヨーロッパ4	アイスランド共和国、【アイルランド】、【アゾールス諸島】、【オーストリア共和国】、【カナリア諸島】、【ギリシャ共和国】、グリーンランド、ジブラルタル、スウェーデン王国、【スペイン】、【スペイン領北アフリカ】、【デンマーク王国】、トルコ共和国、ノルウェー王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、【ポルトガル共和国】、【マディラ諸島】、マルタ共和国
ヨーロッパ5	アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクラ

	イナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、ジョージア、クロアチア共和国、コソボ共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、モンテネグロ共和国、タジキスタン共和国、【チェコ共和国】、トルクメニスタン、【ハンガリー共和国】、【ブルガリア共和国】、ベラルーシ共和国、【ポーランド共和国】、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、【ルーマニア】、【ロシア連邦】
特定衛星端末 1	スラヤー
特定衛星端末 2	イリジウム
特定衛星端末 6	インマルサットサービス（64kbps の Audio/Speech モード以外の場合に限ります。）
特定衛星端末 7	インマルサットサービス（64kbps の Audio/Speech モードの場合に限ります。）
国際ネットワーク 1	Orange S. A. が提供する国際ネットワーク
国際ネットワーク 2	Transatel が提供する国際ネットワーク
備考 【 】は第 1 種本邦着信音声通信の取扱地域をいいます。	

附則（ローミングサービスに関する経過措置）

- 1 この改正規定は、平成25年4月17日から実施します。
- 2 削除3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 平成25年4月17日から実施の附則第2項について、「削除」に改めます。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。
- （料金等の支払に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成27年2月24日から実施します。
- （料金等の支払に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。
- （料金等の支払に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。
- （料金等の支払に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

- この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成27年11月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成27年11月17日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成27年12月21日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成28年3月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成28年3月18日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。
(メタルプラス電話サービス等の廃止等に関する経過措置)
- 2 削除
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成28年11月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

（その他）

3 平成28年7月1日から実施の附則第2項について、「削除」に改めます。

附則

この改正規定は、平成28年12月1日から実施します。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成29年7月31日から実施します。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

この改正規定は、平成30年2月16日から実施します。

附則

この改正規定は、平成30年3月1日から実施します。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 30 年 5 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成 30 年 9 月 2 6 日から実施します

附則

この改正規定は、平成 31 年 1 月 1 6 日から実施します

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、令和元年 7 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、令和元年 11 月 19 日から実施します。

（着信転送サービスの提供に関する経過措置）

2 この改正規定実施の際、現に F T T H 電話契約を締結している場合（その F T T H 電話契約に係る着信転送サービスの提供の請求を当社が承諾している場合を除きます。）、この改正規定実施の際に、その F T T H 電話契約について、着信転送サービスの提供の請求があり当社が承諾したものともみなして取り扱います。

3 当社は、前項の取扱いを行った F T T H 電話契約について、当社所定の方法により、F T T H 電話契約者から着信転送サービスの利用開始の請求があった場合に、その付加機能の提供を開始します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、令和 2 年 1 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、令和2年3月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、令和2年3月26日から実施します。

附則

この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、令和2年5月21日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、令和2年10月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、令和2年11月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、令和2年12月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、令和3年1月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、令和3年3月23日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、令和3年6月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改定規定は、令和3年7月1日から実施します。

附則

（実施時期）

1 この改定規定は、令和3年9月2日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、令和3年9月29日午前9時から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、令和3年11月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 利用契約者は、この改正規定実施の日の前日以前に番号規則別表第5号に規定する電気通信番号に係る音声通信を開始し、改正規定実施の日以降に終了した場合、改正前の規定に基づき、その音声通信に係る利用料の支払いを要します。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

1 この改正規定は、令和3年11月17日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、令和4年1月1日から実施します。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、令和4年1月20日から実施します。

（付加機能等の一部の提供終了）

2 当社は、令和4年3月31日をもって、パケット通信アクセスサービス及びモバイルアクセス回線に係るインターネットサービスの提供を終了します。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、令和4年7月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、令和4年10月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、令和4年11月1日から実施します。

(その他)

2 令和4年6月30日から実施の附則第4項中「令和4年7月1日から令和4年11月以降の当社が別に定める日までの間」を「令和4年7月1日から令和4年11月30日までの間」に改めます。

附則

(実施時期)

1 この改定規定は、令和4年12月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、令和5年1月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、令和5年3月1日午前0時00分00秒以降に開始した音声通信について実施します。

(利用料の支払いに関する取扱い)

2 この改正規定実施までの間のワイドスターⅡ（陸上）に係る加入電話等設備への音声通信に係る利用料は、料金表第1（基本利用料）2（料金額）の規定にかかわらず、次表のとおりとします。

区分	料金額（23秒までごとに）
利用料	税抜額10円（税込額11円）

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、令和5年2月28日から実施します。

(その他)

2 令和5年3月1日から実施の附則第2項中「第1種ワイドスター」を「ワイドスターⅡ（陸上）」に改めます。

附則

(実施時期)

1 この改定規定は、令和4年3月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、国際通話等の取扱地域に関する改定規定については、令和5年4月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

(PHSサービスの終了までの利用料の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定に関わらず、当社とPHS事業者（電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第6条第4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信による電気通信サービス（以下この附則において「PHSサービス」といいます。）を提供する協定事業者をいいます。）との間の相互接続協定に基づく相互接続が終了するまでの間に行われた、PHSサービスに係る加入電話等設備への音声通信に係る利用料については、なお従前のとおりとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改定規定は、令和5年4月13日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、令和5年9月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、収納手数料及び附帯サービスに関する料金等に関する改正規定は、令和5年12月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった収納手数料及び附帯サービスに関する料金等については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、令和5年9月30日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改定規定は、令和6年1月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和6年3月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和6年3月4日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改定規定は、令和6年4月1日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和6年10月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、払込取扱票発行等手数料に関する改正規定については令和6年12月1日から実施します。
(手数料の支払いに関する経過措置)
- 2 令和6年8月6日から令和6年9月30日までの間、次表の左欄に定める種類の手数料は、料金表第5の6（窓口取扱等手数料）の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

区分	単位	料金額
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票及び書 面請求書の発行1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)

- 3 令和6年8月6日から令和6年11月30日までの間、次表の左欄に定める種類の手数料は、料金表第5の5（払込取扱票の発行等手数料）の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

区分	単位	料金額
払込取扱票発行等手 数料（払込取扱票 発行手数料）	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和6年9月2日から実施します。
ただし、この改正規定中、別記22の2に関する改正規定については令和6年12月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改定規定は、令和6年9月9日から実施します。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、令和6年12月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった収納手数料については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、令和6年11月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった収納手数料については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、令和7年2月14日以降にF T T Hサービスに係る料金その他の債務の支払いがあったものから実施します。

附則

この改正規定は、令和7年1月14日から実施します。

附則

この改正規定は、令和7年2月28日から実施します。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、料金表第1（基本利用料）1（適用）(15)及び別表3に関する改定規定は、令和7年4月11日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改定規定は、令和8年3月1日から実施します。

(その他)

2 令和8年2月1日から令和8年2月28日までの間、次表の左欄に定める用語は、従前のとおりそれぞれ右欄に定める用語とします。

<u>電話ユニバーサルサービス料</u>	<u>ユニバーサルサービス料</u>
<u>電話ユニバーサルサービス制度</u>	<u>ユニバーサルサービス制度</u>

附則

この改正規定は、令和8年3月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、令和8年8月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、窓口取扱手数料に係る改正規定及び払込取扱票の発行等の取扱いに係る改正規定については、令和8年9月1日から実施します。

(相互接続番号案内料に係る取扱い)

2 令和8年6月25日から令和8年7月31日までの間、次表の左欄に定める種類の料金は、従前のとおり次表の右欄に定める額とします。

区分	単位	料金額
相互接続番号案内料	1 電気通信番号ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)

(利用契約の締結に関する工事費に係る取扱い)

3 令和8年6月25日から令和8年7月31日までの間、利用契約の締結に関する工事費のうち、次表の左欄に定める区分の料金は、従前のとおり次表の右欄に定める額とします。

区分	単位	料金額
インターネットサービス	F T T H電話契約者又はT V契約者からの請求であって、その請求がF T T H電話サービス又はT Vサービスの提供を開始した日以降に行われたもの以外である場合 1 利用契約ごとに	税抜額 3, 000 円 (税込額 3, 300 円)

F T T H 電 話サービス	インターネット契約者又はＴＶ契約者からの請求であって、その請求がインターネットサービス又はＴＶサービスの提供を開始した日以降に行われたもの以外である場合	１ 利用契約ごとに	税抜額 3,000 円 (税込額 3,300 円)
--------------------	--	-----------	------------------------------

(窓口取扱手数料の支払いに係る取扱い)

４ 令和８年６月 25 日から令和８年８月 31 日までの間、次表の左欄に定める種類の手数料は、従前のおとり次表の右欄に定める額とします。

区分	単位	料金額
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票及び書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 430 円 (税込額 473 円)

(料金等の支払いに関する経過措置)

５ この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。